

# ○東京海洋大学乗船実習科規則

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規則は、東京海洋大学学則（以下「学則」という。）第9条第2項の規定に基づき、東京海洋大学乗船実習科（以下「乗船実習科」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 乗船実習科は、東京海洋大学海洋工学部（以下「本学部」という。）を卒業した者で海技士の免許を受けようとする者に対して乗船実習を行い、もって運航技術を習得させることを目的とする。

### (課程)

第3条 乗船実習科に、次の課程を置く。

航海課程

機関課程

### (収容定員)

第4条 乗船実習科の収容定員は、次のとおりとする。

航海課程 35人

機関課程 35人

### (乗船実習科長)

第5条 乗船実習科に、乗船実習科長を置く。

2 乗船実習科長の選考に関する事項は、別に定める。

### (委員会)

第6条 乗船実習科に関する重要事項を審議するため、乗船実習科委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

### (修業年限)

第7条 乗船実習科の修業年限は、6月とする。

### (在学年限)

第8条 学生は、2年を超えて在学することができない。

## 第2章 入学

### (入学の時期)

第9条 入学の時期は、4月1日とする。

### (入学資格)

第10条 乗船実習科に入学することのできる者は、本学部の海事システム工学科航海システムコース及び海洋電子機械工学科機関システム工学コースを卒業した者であって、次の各号を充足するものとする。

一 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号。以下「法」という。）並びに船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和26年運輸省令第91号。以下「施行規則」という。）に定める海技士国家試験の三級海技士（航海）又は三級海技士（機関）の筆記試験免除に必要な授業科目の単位を修得していること。

二 船舶実習Ⅲの単位を修得していること。

三 施行規則第40条に規定する身体検査の基準を充足していること。

### (入学の出願)

第 11 条 乗船実習科に入学を志願する者は、別紙様式による入学願書を、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

**(入学の許可)**

第 12 条 学長は、前条の入学志願者が第 10 条に規定する入学資格を充足するときは、本学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、入学を許可する。

**第 3 章 教育課程等**

**(実習)**

第 13 条 乗船実習科における乗船実習は 6 月とし、独立行政法人航海訓練所又は教授会が認める教育訓練を行う施設（以下「航海訓練所等」という。）において実施する。

**(実習科目)**

第 14 条 乗船実習科の実習科目は、別表のとおりとする。

**(履修の認定)**

第 15 条 乗船実習科の実習科目履修の認定は、航海訓練所等の実習修了報告、成績評価及び実習訓練履修の認定通知に基づき、乗船実習科長が行う。

**第 4 章 修了**

**(修了)**

第 16 条 乗船実習科に 6 月以上在学し、所定の課程を修めた者は、教授会の議を経て学長が修了を認定する。

2 学長は、修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

**第 5 章 雑則**

**(休学)**

第 17 条 学生は、疾病その他やむを得ない事由で引き続き 1 月以上修学することができないときは、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、通算して 1 年を超えることができない。

3 休学期間は、第 8 条に規定する在学年限に算入しない。

**(入学料及び検定料の不徴収)**

第 18 条 本学部の海事システム工学科航海システムコース及び海洋電子機械工学科機関システム工学コースを卒業し、引き続き乗船実習科に進学する者の入学料及び検定料については、これを徴収しない。

**(学則の準用)**

第 19 条 復学、退学及び除籍に関する事、賞罰に関する事並びに入学料、検定料及び授業料等に関する事については、学則第 50 条、第 52 条、第 54 条から第 60 条第 1 項、第 61 条並びに第 63 条から第 65 条第 2 項までの規定を準用する。この場合において、第 54 条第 1 号中「第 21 条」とあるのは「乗船実習科規則第 8 条」と読み替えるものとする。

**附 則**

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

**(東京商船大学の在籍者及び卒業者の入学資格)**

2 この規則の施行の際、現に東京商船大学商船学部商船システム工学課程に在籍する者又は既に同課程を卒業した者の入学資格については、第 10 条の規定にかかわらず次表のとおりとする。

ア	平成 10 年度以前の入学者及び平成 12 年度以前の編入学者	一 法及び施行規則に定める海技士国家試験の三級海技士（航海）及び機関当直三級海技士（機関）又は三級海技士（機関）及び船橋当直三級海技士（航海）の筆記試験免除に必要な授業科目の単位を修得していること。 二 船舶実習（二）の単位を修得していること。 三 施行規則第 40 条に規定する身体検査の基準を充足していること。
イ	平成 11 年度以降の入学者及び平成 13 年度以降の編入学者	一 法及び施行規則に定める海技士国家試験の三級海技士（航海）又は三級海技士（機関）の筆記試験免除に必要な授業科目の単位を修得していること。 二 船舶実習（二）の単位を修得していること。 三 施行規則第 40 条に規定する身体検査の基準を充足していること。

**（実習科目に関する経過措置）**

3 前項表中アの入学資格により入学する者の実習科目は、第 14 条の規定にかかわらず次表のとおりとする。

航海課程	機関課程
1 航海系 船橋当直 航海 運用 運航要務 船舶要務	1 機関係 機関当直 機関運転 機関保守 機関要務 船舶要務
2 機関当直系 機関当直 機関運転 機関保守 機関要務	2 船橋当直系 船橋当直 航海 運用 運航要務

**（入学料及び検定料の不徴収に関する経過措置）**

4 この規則の施行の際、現に東京商船大学商船学部商船システム工学課程に在籍し、引き続き乗船実習科に進学する者の入学料及び検定料については、第 18 条の規定を準用する。この場合において、同条中「本学部の海事システム工学科航海システムコース及び海洋電子機械工学科機関システム工学コース」とあるのは「東京商船大学商船学部商船システム工学課程」と読み替えるものとする。

**附 則**（平成 18 年海洋大規第 111-2 号）

この規則は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。

**附 則**（平成 21 年海洋大規第 2 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

**別表（第 14 条関係）**

航海課程	機関課程
船橋当直	機関当直
航海	機関運転
運用	機関保守
運航要務	機関要務
船舶要務	船舶要務

別紙様式（省略）